平成２８年（フ）第１０１号
富山市長江１丁目３番45号
債務者　湯川　康子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山2913番地２
債務者　荒井　美樹
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
山梨県富士吉田市緑ケ丘１丁目１番21号　アクシス緑ヶ丘201
債務者　石橋　裕一
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
兵庫県美方郡香美町香住区余部1792番地の３
債務者　松本　章二
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
兵庫県洲本市中川原町安坂730番地、前住所
兵庫県南あわじ市松帆櫟田137番地２
債務者　古井　和雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
和歌山県御坊市藤田町吉田254番地２　パークアルミック１棟―16
債務者　林　美由紀
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第１５８号
千葉県佐倉市上志津1641番地８　パルフェＢ棟201号
債務者　林　　弘明
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６０号
千葉県四街道市和良比848番地２（ワラビコーポ305）
債務者　諸貫　和則
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６４号
千葉県四街道市みそら１丁目16番４号
債務者　千葉真地子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１６５号
千葉県四街道市大日308番地４（グリーンマザーハイム104）
債務者　平松　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７３号
千葉県木更津市畑沢南２丁目29番10号　グリーンハイツ101
債務者　高橋　　慎
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２０８号
沖縄県浦添市伊祖１丁目16番12―301号　ヘイマンション
債務者　仲道ナリ子（旧姓濱里）
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９０号
神奈川県逗子市沼間２丁目17番17号
債務者　坂本　　丞
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０４号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目18番12号
債務者　灰澤　初枝
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市汐入町５丁目８番地
債務者　吉村　静枝
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５号
奈良県吉野郡川上村大字井戸893番地の27
債務者　亀井　容子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１６号
奈良県吉野郡大淀町大字新野190番地の１
債務者　上中　宏樹
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
奈良地方裁判所五條支部